

メガFTAとWTO：競合か補完か

浦田 秀次郎 *Shujiro Urata*

早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

はじめに

本年は世界貿易機関（WTO）創設 20 周年にあたる。WTO は前身の関税と貿易に関する一般協定（GATT）を発展的に継承した国際機関であり、世界の貿易自由化の推進と貿易制度の管理を主な役割としている。WTO での最初の多角的貿易交渉であるドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）は 2001 年に開始されたが、自由化に対する加盟国間の意見の違いで、遅々として進んでいない。そのような中で、貿易自由化に対して同じような考えを持つ国々の間で貿易を自由化する自由貿易協定（FTA）が急増している。近年では、FTA を束ねるような形で、多くの国々が参加するメガFTA 交渉が進んでいる。代表的なメガFTA としては、東アジアと南北米州を連結する環太平洋パートナーシップ（TPP）、東アジアを包摂する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、欧州連合（EU）と米国による環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）がある。メガFTA は特定の国々のみによる協定であることから、WTO により管理されている世界貿易制度を代替・侵食するという意見がある一方、WTO の問題点・欠陥を補うことを通じて WTO を補完・強化するという意見もある。

以上の議論を踏まえて、本稿では、メガFTA と WTO との関係を分析する。結論としては、メガFTA を拡大および統合することで、WTO を強化することが望ましく、そのためには、メガFTA への非加盟国の新規加盟を促すことが重要であることを指摘する。以下、第 1 節では、GATT と WTO の下での多角的貿易自由化の動向を概観し、第 2 節では FTA およびメガFTA の推移と現状を検討する。第 3 節では、メガFTA と WTO との関係について考察し、最後に、結論を提示する。

1. 多角的貿易自由化の変遷

(1) GATT の下での多角的貿易自由化

関税と貿易に関する一般協定（GATT）では自由（数量制限の撤廃および関税引き下げ）・無差別（最恵国待遇および内国民待遇）の原則の下で1947年から94年にかけて8回の多角的貿易交渉（ラウンド）が行われた（表1）¹⁾。第1回から第5回の交渉は、鉱工業品に関する関税引き下げ交渉であった。1962年に始まる第6回のケネディ・ラウンドでは関税引き下げだけでなく、アンチ・ダンピングだけではあるが、非関税障壁も取り上げられた。1973年に始まる第7回の東京ラウンドでは、さらに、政府調達、技術的障害、補助金などの非関税障壁に関する協定が締結された。新たな貿易ルールは、それ以前の交渉とは異なり、複数国間で形成され、それらはコードと呼ばれた。東京ラウンドで締結されたコードの多くは、1986年から始まり94年に終了したGATTの下での最後の交渉となったウルグアイ・ラウンドで多国間協定へと転換したが、政府調達のようにコードとして残っているものもある。ウルグアイ・ラウンドの成果としては、世界貿易機関（WTO）の設立、財の貿易自由化、サービス貿易、知的財産権および投資に関するルールの設定、貿易ルールや紛争解決手続きの整備などが挙げられる。

GATTは世界の貿易の拡大に大きく貢献した。1950年から94年までの44年間に世界の財貿易（数量）は14倍以上に増加した²⁾。同期間における世界の財生産の伸びは5倍であったことから、貿易の拡大が極めて大きかったことが分かる。世界貿易の拡大を可能にした要因としては、輸送分野における技術進歩による輸送コストの低下もあるが、GATTの下で行われた貿易交渉による関税削減も重要であった。実際、先進諸国の平均関税率は、GATT以前の10分の1以下である約4%にまで大きく低下した。GATTの下で、自由・無差別の原則によって支えられた開放的かつ安定的な貿易環境が維持されたことも貿易の拡大に大きく貢献した。GATT加盟によって得られる貿易面での利益が大きかったことは、GATT加盟国数が大きく増加したことから読み取れる。

GATTでは、多くの国々の参加によって、様々な分野を対象として交渉を行うラウンド方式が採用された。様々な分野を対象として行う一括自由化交渉は、自由化から利益を享受できる分野と被害を受ける分野との取引の可能性を拡大させることから、合意形成が容易であるという見方がある。他方、個別の分野を対象とした交渉の方が、単純であり、まとまりやすいという見方もある。また、二国間ではなく、多国間での交渉は、交渉力の弱い発展途上国に有利であると言われているが、交渉に参加する国の数が増えると合意形成が難しくなるという問題もある。

表1 GATT および WTO における交渉の流れ

期間	名称	参加国地域数	市場アクセス分野	関税引き下げ対象品目数	ルール分野
1947.4-1947.10	第1回交渉 (ジュネーブ)	23	鉱工業品関税	45,000	
1948 GATT発足					
1949.8-1949.10	第2回交渉 (アヌシー)	13	鉱工業品関税	5,000	
1950.9-1951.4	第3回交渉 (トーキー)	38	鉱工業品関税	8,700	
1956.1-1956.5	第4回交渉 (ジュネーブ)	26	鉱工業品関税	3,000	
1961.5-1962.7	ディロン・ラウンド	26	鉱工業品関税	4,400	
1964.5-1967.6	ケネディ・ラウンド	62	鉱工業品関税	30,300	AD (アンチダンピング)等
1973.9-1979.7	東京ラウンド	102	鉱工業品関税	33,000	AD、技術的障害、政府調達、補助金等
1986.9-1994.4	ウルグアイ・ラウンド	123	鉱工業品関税、サービス、農業	305,000	知的所有権、投資、紛争解決、繊維等
1995 WTO発足					
2001.11-	ドーハ開発アジェンダ	161	鉱工業品関税、サービス、農業		貿易ルール、貿易円滑化、開発など

注: ドーハ開発アジェンダにおける参加国地域数は、2015年4月26日時点 (WTO ホームページ) 資料: 若杉 (2009)、経済産業省 (2015)

(2) WTO 設立とドーハ・ラウンド

GATT を発展的に継承する形で WTO は、1995 年 1 月 1 日に設立された³⁾。WTO の下での貿易自由化交渉は、先進国と発展途上国の間での意見の違いから、なかなか開始されなかった。WTO 設立から約 6 年が経過した 2001 年 11 月に開催された第 4 回 WTO 閣僚会議において、WTO の下での最初となるドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）が開始された⁴⁾。ドーハ・ラウンドでは、農業、非農産物（鉱工業品）市場アクセス、サービス、貿易ルール（アンチ・ダンピング、補助金の規律強化など）、貿易円滑化⁵⁾、知的財産権、環境、開発の 8 分野について全分野を一括で合意することを目指して交渉が進められたが、中国、インド、ブラジルなどの新興国と米国などの先進国との対立により膠着状態に陥った。そのような状況の中、2011 年 12 月に開催された第 8 回 WTO 閣僚会議では、交渉全体が当面妥結し難いことを認める一方、進展が可能な分野で先行合意を探求する「新たなアプローチ」を採用することが合意された。

2013 年 9 月にインドネシアのバリで開催された第 9 回 WTO 閣僚会議では、前回の閣僚会議で合意された部分合意のアプローチを採用し、貿易円滑化、農業、開発の 3 分野からなる「バリ合意」が妥結した。バリ合意には、WTO の下での初めての多数国間協定となる貿易円滑化協定が含まれており、同協定については、2014 年 11 月に開催された一般理事会において全会一致で合意が成立した。貿易円滑化協定には、税関手続の簡素化・迅速化、貿易規制の透明性向上、税関協力などが含まれている⁶⁾。農業では貧困層向けの食料の公的備蓄制度に関する規定、関税割り当ての運用改善、輸出補助金等の自制について、また、開発では後開発途上国産品の市場アクセス拡大等について合意した。

ドーハ・ラウンドが停滞する中で、第 8 回 WTO 閣僚会議以降、同会議で合意された「新たなアプローチ」の一環として、複数の有志国によるブルリラテラルな枠組みで貿易自由化交渉が進展している。現時点では、情報技術協定（ITA）拡大交渉、新サービス貿易協定（TiSA）交渉、および環境物品交渉が進められている⁷⁾。

ドーハ・ラウンド交渉が暗礁に乗り上げてしまっているが、その要因と

しては、参加国数の増加、新興国による影響の増大、難しくなる交渉内容などが挙げられる。ドーハ・ラウンドでは 161 か国が参加しており、ウルグアイ・ラウンドでの 123 か国から大きく増加した。参加国数の増加は、意見の違いをもたらす可能性を拡大させ、合意形成を難しくする。特に、議案の採決に当たってはすべての参加国が 1 票を持ち、基本的に全会一致による決定方法が採られていることが、交渉合意を難しくしている。ウルグアイ・ラウンドまでは、先進諸国が交渉をリードしていたことから、先進諸国の中でも、米国、欧州共同体 (EC)、日本、カナダにより構成される「4 極」で合意が成立すれば、交渉が纏まっていた。しかし、近年になって高成長を背景に中国やインドなどの新興国の世界経済における位置が拡大したことから、それらの国々の多角的貿易交渉での影響力・発言力も増大し、先進諸国との対立が激しくなり、交渉合意が難しくなっている。さらに、交渉においては、以前から取り上げられている農業や非農産物市場アクセスなどの分野では、合意が比較的容易な交渉は既に終わっており、合意が難しい交渉が残っている。また、環境などの新たに取り上げる分野では、各国間の意見の対立が大きく、難しい交渉になっている。

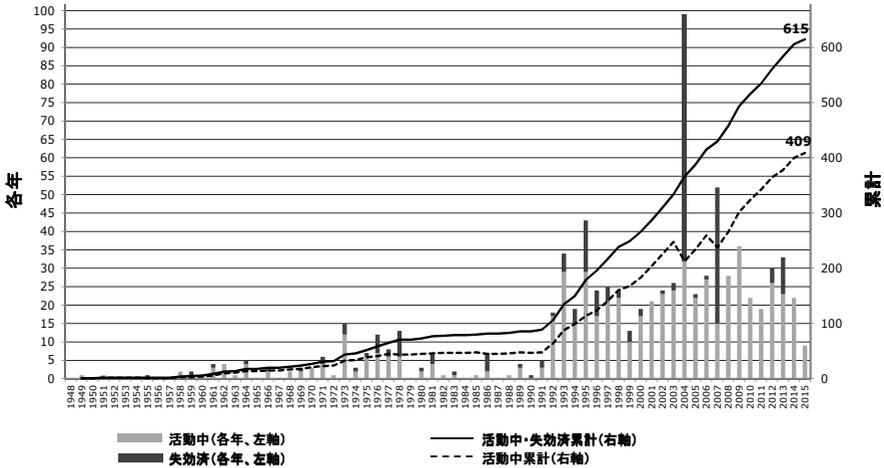
GATT と比べて WTO の下では、紛争解決機能が整備されたことは既に述べた。その結果、紛争解決を求めて協議要請数が飛躍的に増えた。協議要請数は GATT 時代の 1947 年から 1994 年までの 47 年間で 314 件、年平均 6.5 件であったが⁸⁾、WTO 設立後の 1995 年から 2014 年までの 19 年間で 488 件、年平均 24.4 件と大きく増えた⁹⁾。協議要請数の増加は、国際経済活動の活発化に拠るところもあるが、WTO の下での紛争解決機能の改善に拠るところも大きい。

2. 多角的貿易体制から地域統合へ

(1) 急増する自由貿易協定

近年の世界経済の特徴として、地域統合の活発化が挙げられる。地域統合の主な政策手段である自由貿易協定 (FTA) は急増している (図 1)¹⁰⁾。特に、この傾向が顕著になったのは、1990 年代以降である。GATT に報

図1 世界における地域貿易協定（RTA）の推移、1948年－2015年



資料：WTO 事務局

告された FTA の累計数は、1949 年から 1990 年までは 86 であったのが、95 年には 179 へと急増し、その後も同じような速度で増加し、2015 年 4 月 6 日時点では 615 となっている。但し、FTA の中には他の FTA との統合などで失効しているものも多く、活動中の FTA は 406 となっている¹¹⁾。

FTA は特定の国との間で関税などの貿易障壁を撤廃し、貿易を自由化する取り決めであることから、GATT/WTO における基本原則の一つである最恵国待遇に違反する取り決めであるが、いくつかの条件の下で認められている。主な条件としては、①非加盟国に対する貿易障壁を FTA 設立前よりも高めてはならない、②加盟国間の貿易障壁を実質上すべての貿易について撤廃する、③ FTA は妥当な期間内に完成させなければならない、などがある。②と③の条件については、「実質上」「妥当な」という文言がついているが、それらに関する明確な数値基準はない。但し、妥当な期間としては 10 年という了解があるが、実質上すべての自由化については、様々な意見があり、共通の了解はない。上記の条件は先進国が加盟国となる FTA に適用される (GATT24 条) が、発展途上諸国のみを加盟国とする FTA には適用されない (授權条項)。但し、先進国が加盟する

FTAであっても、上記の条件を満たさないFTAは少なくない。

1990年以降のFTA急増には、様々な要因がある。最も重要と思われる要因としては、GATTの下で行われていたウルグアイ・ラウンドが、暗礁に乗り上げていたことがある。そのような状況の中で、経済成長を実現するために輸出拡大に関心を持つ国々が同じような考えを持つ国々とFTAを締結するようになった。1995年にGATTを発展的に継承したWTOが設立され、世界貿易体制が整備されたにも拘わらず、FTAの増加傾向に歯止めがかからなかったことは皮肉なものである。前述したように、WTOの下では、なかなか多角的交渉が始まらず、2001年になってやっと開始されたドーハ・ラウンドも、ほとんど進んでいない。

FTAの持つ差別的性格がFTA急増の一つの要因でもある。FTAから除外された国は、輸出市場において差別されることから、輸出機会が縮小してしまう。そのような不利な状況を克服するために、FTAから除外された国は既存のFTAに加盟するか、あるいは新たにFTAを設立するような行動にでる。その結果、FTAが増加する。このようなプロセス（ドミノ効果）が起動したことで、FTAは急増した。

WTOでの交渉が順調に進んでいたとしても、様々な国々がFTAへの関心を高める理由がある。近年、世界経済は、多くの国々における経済活動に関する自由化政策の実施、技術進歩や規制緩和による輸送および通信などに掛かるコストの低下などによって、ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて、世界レベルで活発に移動するようになってきている。しかしながら、WTOでは、サービス貿易や投資などの一部に対するルールは策定されているが、基本的にはモノの貿易に関するルールの策定と管理に留まっている。そこで、投資、知的財産権、競争政策などにおけるルールの策定に関心のある国々は、FTAを用いてルール策定を行うようになっていく。

FTA設立にあたっての経済的動機を議論してきたが、国際政治において友好関係を構築するためにFTAが使われることもある。米国の最初のFTAはイスラエルが相手であるが、イスラエルは米国にとって貿易関係では緊密ではないものの、国際政治上極めて重要な位置にある。米国・

イスラエルFTA以外にも、政治的動機によって締結されたと思われるFTAは少なくない。

(2) メガFTAの出現

これまでに創設されたFTAは二国間あるいは少数の複数国間でのFTAが多い。その中で、欧州、北米、アジアの世界主要三地域においては地域レベルのFTAが形成されてきた。欧州諸国による欧州連合（EU）¹²⁾、北米の米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）、東アジアでの東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国によるASEAN自由貿易地域（AFTA）、ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドなどの6か国が各々締結している、5つの複数国間FTA（所謂、ASEAN+1FTA）などがある。

そのような中で、現在、世界では東アジアと南北米州を連結する環太平洋パートナーシップ（TPP）、東アジアを包摂する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、EUと米国による環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）の3つのメガFTAが交渉中である¹³⁾。メガFTAの一つの共通する経済的動機は、二国間あるいは複数国間のFTAの増加により貿易制度が複雑化し、その結果、企業による貿易や投資の障害になりつつある状況に対して、多くの国々を加盟国とする大きな統一された市場・経済を構築することで、企業による貿易・投資を促進することである。

TPP、RCEP、TTIPのメガFTAは交渉中であることから、それらの内容については未決定であり、また、交渉の内容についての情報も入手は困難なことから、明確には分からない。そこで入手できる情報を基に調べた、それらのメガFTAの内容や特徴について記しておこう。

TPPは財貿易では原則としてすべての関税を撤廃する高度な自由化の実現と共に投資、競争、知的財産、政府調達などの分野でのルール作り、さらには環境、労働、分野横断の事項等の新しい分野を含む包括的な内容のFTAを目標としている¹⁴⁾。TPP設立の背景には、環境やサプライチェーンのように新しく現出してきた「21世紀の課題」でWTOでは扱われていない分野や貿易自由化のようにWTOで扱われていても十分には対応で

きていない課題に対して効果的に対応することが重要であるという認識がある。但し、高水準の自由化および包括的な内容を目指す TPP 交渉は極めて難しいものとなっている。ルール作りの分野は先進国の関心が強く反映されており、米国を中心として先進諸国が交渉を先導しているが、マレーシアやベトナムなどの発展途上国が抵抗している。他方、財貿易の自由化については、酪農製品などの農産物の自由化を巡り、先進諸国間で交渉が難航している。

RCEP は東アジアにおいて近代的、包括的、高品質であり相互に利益を享受できるような経済連携協定になることを目標としている¹⁵⁾。取り扱われる分野としては、財およびサービス貿易、投資、経済・技術協力、知的財産、競争、紛争解決、その他となっており、TPP と比べると範囲は狭い。また、財貿易の自由化についても、TPP ほど高水準な目標は立っていないようである¹⁶⁾。但し、TPP と同様に、RCEP の設立にあたってはサプライチェーンの構築と円滑な活用を促すことが重要であるという認識がある。また、RCEP では交渉メンバーにカンボジア、ラオス、ミャンマーなどの発展途上国が含まれていることから、経済・技術協力の重要性が強調されている。RCEP は、2015 年末までに完成が予定されている ASEAN 経済共同体を拡大するような枠組みとして捉えられており、ASEAN が中心的な役割を担うことが期待されている。

TTIP は EU と米国という世界で大きな経済を結びつけることによって、両経済の活性化および拡大を実現することで、雇用の機会を創出すると共に消費者の利益を増大することを目的とした取り決めである¹⁷⁾。これらの目的を実現するために、具体的には、市場アクセス、規制事項、ルールの 3 分野で交渉が行われている。市場アクセスではすでにかなり開放されている両市場をさらに開放する。規制事項に関しては、不必要な規制を撤廃すると共に規制の互換性などを実現するために協力を進める。ルール分野では、世界のルールになるような模範的なルール構築を目指している。EU と米国の経済的関係は歴史も長く極めて緊密化されているが、それぞれで異なった規制やルールが確立されている分野も多く、両者にとって満足できる規制やルールを構築するのは容易ではないという見方が少なくな

い。

3. メガFTAとWTOとの望ましい関係の構築

WTOのドーハ・ラウンドがなかなか進展しない状況において、メガFTA交渉が行われている。世界各国においては、貿易・投資などの国際経済活動に関する公正な統一ルールが設立され、それらのルールの下で、自由で開放的な国際経済環境が確立されることが望ましい。現時点では、国際貿易や投資に関するルール策定および管理はWTOで行われていることから、本節では、メガFTAのWTOへの影響、具体的には、メガFTAのWTO体制およびWTOの下で行われているドーハ・ラウンドへの影響を検討する。はじめにメガFTAはWTOに好ましい影響を与えるという見方を議論し、次に好ましくない影響を及ぼすという見方を検討する。ここで好ましい影響とは、メガFTAがWTOでの自由化やルール構築の踏み石になるということであり、好ましくない影響とは、メガFTAがWTOの躓き石になるということである。

メガFTAのWTOへの好ましい影響の一つは、自由化やルール構築においてメガFTAがWTOを先導するという効果である。メガFTAでの貿易自由化は基本的には関税撤廃であることから、WTOでの多角的自由化交渉で採用される関税率削減という形での自由化よりも高度な自由化を実現する。その結果、自由化に対する抵抗が薄れて、WTOでの自由化を促す可能性が高い。例えば、メガFTAで、FTA加盟国からの輸入商品に対して関税が撤廃されたならば、同じ商品の世界からの輸入に対する関税率引き下げが実現する可能性は高い。メガFTA、その中でもTPPとTTIPは投資や競争政策などについての新たなルールの構築や規制の整合性など、WTOでは取り上げられていない分野に重点を置いている。これらのルールが構築され、規制の整合性に関する合意が形成されたならば、将来におけるWTOでのこれらの分野に関する交渉に対して建設的な貢献ができる。

第二の好ましい影響は、メガFTAへの参加国が増加することで、

WTOでの自由化や貿易ルールの構築が実現するというメカニズムの発動である。メガFTAの成立は加盟国に利益をもたらす一方、FTA非加盟国には差別により被害を発生させる。被害を受ける非加盟国は、差別的状況に対応すべく、メガFTAへの参加を希望する。このような動きが拡大するならば、やがてはWTOレベルでの自由化、ルール構築、規制の整合性の確立が実現する可能性が高い。このようなメカニズムを機能させるには、メガFTAにおいて新規加盟手続きを明確化し、加盟条件を満たした国々に対しては新規加盟を認めるような制度を策定・実施する必要がある。

メガFTAのWTOへの移行にあたっては、メガFTA間での統合が不可欠である。メガFTA間の統合を実現させるには、メガFTA間でルールや規制の整合性あるいは補完性を確立させなければならない。この問題は、追求する目的が似ており、主に先進諸国を対象とする枠組みであるTTPとTTIPの間で発生する可能性が高い。この点については、後述する。RCEPは、TTPやTTIPとは異なり、発展途上国の成長・発展を推進する経済協力を重視していることから、RCEPとTPP・TTIPとの間には補完的な関係が構築される可能性が高い¹⁸⁾。

次に、メガFTAのWTOへの好ましくない影響を検討しよう。一つは、メガFTAやWTOでの貿易交渉などに関与する政府担当者の数は限られていることから、政府関係者の多くがメガFTAの交渉に関わってしまうと、WTO交渉に携わる政府関係者の数が低下してしまうことから、WTO交渉が進まないという見方がある。ビジネス界でも、メガFTAへの関心が高まると、WTOへの関心が低下してしまうことから、WTOでの交渉を遅らせてしまう。これらの議論に対しては、メガFTAが影響力を拡大させることになれば、それによる好ましくない影響を懸念するようになり、逆説的ではあるが、WTOの重要性が再認識され、その結果、WTOの交渉が進むという見方もある¹⁹⁾。

メガFTAはWTOの下での貿易制度を複雑にすることで、貿易を縮小させるという見方もあるが、この点については既に述べたように、メガFTAを拡大あるいは統合させることで対応できる。但し、TPPとTTIPとの間には、ルールや規制に関して多くの違いがあることから、両メガ

FTAの統合は、容易ではないとみられている。マッサランは、この問題への対応には革新的アプローチが必要であると説いており、「相互同等」というアプローチを提唱している²⁰⁾。相互同等アプローチでは、対象となる既存の製品基準やサービス規制について双方の規制担当主体が合同で評価を行ったうえで、当該基準あるいは規制が「異なっているが同等として認められる」と決定する、としている。同等の定義の確定は容易ではないが、双方の規制担当主体による合同評価という手法は、評価が客観的に行われることを前提として、極めて興味深いアプローチであると思われる。

メガFTAのWTOへの影響について議論してきたが、メガFTAが存在する中でのWTOの役割について考えてみよう。ドーハ・ラウンドでの交渉が難しい状況において、WTOでは複数の有志国によるプルリラテラルな枠組みで、ITA、サービス貿易、環境物品に関する交渉が成果を上げつつあることは既に述べた。今後は、競争政策や規制の整合性など、特に、国際経済分野で重要性が増大しているグローバル・サプライ・チェーンの観点から重要と考えられる分野において、有志国による協定を設立していくことが肝要である。その際に、ITAのように有志国による取り決めではあるが、その恩典は全てのWTO加盟国に均霑されるようにすることが重要である。また、WTOになって整備された紛争解決機能の、さらなる充実および貿易政策・措置の監視などの強化も課題である。

おわりに

第二次大戦後、GATTの下に構築された自由貿易体制は、世界貿易の拡大を通して、世界経済の順調な発展・成長に大きく寄与した。具体的には、GATTの下で行われた関税一括削減交渉を通じての貿易自由化と関税削減交渉の成果の実施においてGATT加盟国を同等に扱うという最恵国待遇が適用されたことによる貢献が大きい。GATTが発展的に継承されてWTOが設立されたが、加盟国数の増加や交渉項目の拡大などによる意見対立の激化によって、自由化交渉は進んでいない。そのような中、参加国を限定した形で、自由化やルール構築を進めるFTAが急増し、近年

では、それらの FTA を包摂するようなメガ FTA 交渉が行われている。一方、特定の分野に限定し、多くの有志国の参加による複数国間（プルリラテラル）の枠組み構築の交渉も進んでいる。

FTA やプルリラテラルな枠組みは、GATT・WTO の基本原則とは相いれないことから、好ましくないという見方もあるが、それらは、各々、WTO での多角的貿易自由化を加盟国と交渉分野を限定した形で実現させようとする試みであると思えることもできる。そのような見方を取るならば、メガ FTA やプルリラテラルな枠組みを世界大に拡大していく方策を策定することが重要である。ここでの鍵となるのはメガ FTA では新規参入であり、プルリラテラル協定では恩典の協定非加盟国への均霑である。FTA および WTO での交渉担当者は、これらの点を認識して、交渉に臨むことが重要である。

ドーハ・ラウンドだけではなく新たな 21 世紀のルール作りを目指すメガ FTA においても、20 世紀からの宿題である、モノの貿易自由化が大きな争点となっており、交渉合意の障害になっている。このような状況においては、貿易自由化の経済成長や経済厚生増大への貢献を再認識する必要がある。貿易自由化は労働や資本などの生産要素を生産性の低い分野から高い分野へ移動させると共に技術進歩を推進することで、経済成長を実現する。また、貿易自由化により、多様な輸入品の低価格での購入が可能になることから、消費者は利益を得る。ここでの消費者は最終消費財を購入する一般消費者だけではなく、中間財や資本財を購入する企業も含まれるという点が重要である。ここで問題になるのは、生産性の低い分野から高い分野への労働者の移動である。労働による分野の移動にあたっては、求職活動や新たな技術の習得が必要になるが、それらの活動に対しては、政府の支援が重要な役割を果たす。

最後に、メガ FTA およびプルリラテラル協定を推進することで、自由で開放された国際経済活動環境を構築し、経済成長を実現するには、政治家の強いリーダーシップと適切な経済政策の策定と実施が不可欠であることを強調しておきたい。

注

- 1) WTO, The GATT years: from Havana to Marrakesh
https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact4_e.htm を参照。
- 2) 小浜・浦田 (2001) を参照。
- 3) WTO については、中川 (2013) などを参照。
- 4) 「ドーハ開発アジェンダ」という名称は発展途上国の要求に配慮して付けられた。ドーハ開発アジェンダの動向については、経済産業省 (2015) が詳しい説明を行っている。
- 5) 先進諸国の要請により 1996 年の第 2 回シンガポール WTO 閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー (貿易円滑化、投資、競争、政府調達) の透明性については、2004 年 7 月の枠組み合意において、発展途上国からの反対により、投資、競争、政府調達の透明性は交渉分野から除外され、貿易円滑化のみ残った。
- 6) OECD の試算によれば、WTO 加盟国が貿易円滑化協定を実施すれば、世界の貿易コストは 12.5% から 17.5% 低下する。 <http://www.oecd.org/newsroom/global-trade-costs-could-drop-dramatically-if-countries-implement-wto-trade-facilitation-agreement.htm>
- 7) これらの交渉については、経済産業省 (2015) を参照。
- 8) 佐竹 (2005)。
- 9) 経済産業省 (2015)。
- 10) WTO ホームページ、https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regfac_e.htm
地域統合の政策手段としては、FTA と関税同盟を含めた地域貿易協定 (RTA) があるが、RTA の中では FTA が大きな割合を占めることと、本稿での議論の中心は FTA であることから、特に断りがない場合には、RTA を FTA と表現する。FTA と関税同盟は共に加盟国間の貿易に対して関税を撤廃する取り決めであるが、非加盟国からの輸入に関しては FTA では加盟国独自の関税を適用するのに対して、関税同盟では全加盟国で共通の関税を適用する。図 1 に示されている数値は RTA のものである。
- 11) これらの数字は、財に関する自由貿易協定とサービスに関する自由貿易協定を別箇にとらえたものである。多くの自由貿易協定は、財とサービスの両方を含んでいることから、それらを合わせて数えた場合には、活動中の FTA は 264 である。
- 12) EU は FTA ではなく関税同盟である。
- 13) メガ FTA の定義はないように思うが、一般的に、主要な国々を含むと共に多

くの国々が参加する FTA であると捉えられている。日 EU・FTA や日中韓 FTA もメガ FTA と見做されることもあるが、本稿では、主に紙幅の関係から、RCEP、TPP および TTIP をメガ FTA と捉えて議論を進める。各々の FTA における交渉参加国数は、RCEP (16 か国)、TPP (12 か国)、TTIP (29 か国) となっている。

- 14) TPP 交渉は 21 の分野で行われている。外務省ホームページ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf> などを参照。
- 15) ASEAN 事務局、Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership 2012 年 8 月
<http://www.asean.org/images/2012/documents/Guiding%20Principles%20and%20Objectives%20for%20Negotiating%20the%20Regional%20Comprehensive%20Economic%20Partnership.pdf>
- 16) 新聞報道によると、関税撤廃の割合を示す自由化率は 80% を目標にするようである。日本経済新聞、2015 年 8 月 24 日
- 17) TTIP については、例えば、マサラン (2014) などを参照のこと。また、交渉結果については、ジェトロがレポートをホームページに掲載している。
- 18) Urata (2014) は、RCEP と TPP の補完性について、アジア太平洋地域における地域化に関する「発展段階説」を説いている。発展途上国は RCEP に参加することで、経済発展を推進し、TPP の要求する高いレベルの自由化やルールおよび規制の整合性を受け入れられるようになったならば、TPP に参加するという形で二つのメガ FTA の補完的関係の構築が可能であろうと議論している。
- 19) ピーターソン国際経済研究所の前所長である、フレッド・バーグステン (Bergsten,1996) は、ウルグアイ・ラウンドの合意の背景には、APEC の下でのアジア太平洋における地域統合への動きによる負の影響を懸念した EU が北米との間で争点となっていた農業問題に合意したことが大きな要因であったと主張した。
- 20) マサラン、前掲論文。

参考文献

- 経済産業省 (2015) 『不公正貿易報告書 (2015 年版)』
小浜裕久・浦田秀次郎 (2001) 『世界経済の 20 世紀』日本評論社
佐竹正夫 (2005) 「アンチ・ダンピングと WTO の紛争解決手続き」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略』文眞堂

- 中川淳司 (2013) 『WTO - 貿易自由化を超えて』 岩波書店
- マサラン, パトリック (2014) 「環太平洋貿易投資パートナーシップ」『国際問題』
No.632、2014年6月
- 若杉隆平 (2009) 『国際経済学 (第3版)』 岩波書店
- Bergsten, C. Fred (1996) “Competitive Liberalization and Global Free Trade: A Vision for the 21st Century,” Working Paper 96-12, Institute for International Economics, Washington, D.C.
- Urata, Shujiro (2014) “A Stages Approach to Regional Economic Integration in Asia Pacific: The RCEP, TPP, and FTAAP,” Tang Guoqiang and Peter A. Petri eds. *New Directions in Asia-Pacific Economic Integration*, East-West Center, Hawaii, pp. 119-130.